

志屋地区

地域の継続した助け合い活動に向けて

～新たに参画した志屋地区社会福祉協議会の思い～

広島市では、高齢者の日常生活を支援するために、介護事業者による生活支援サービスの提供に加えて、地域の住民の方々がこれまでにやってこられた自主的かつ幅広い助け合い活動をベースとした“住民主体型生活支援訪問サービス”を実施している地域があります。今回は、昨年10月から同サービスの実施団体になった“志屋地区社会福祉協議会”の三木会長にその思いをお聞きしました！



住民主体型生活支援訪問サービスに参画した経緯を教えてください。

住民主体型生活支援訪問サービスは年間運営費として10万円が出るので、地域の継続した助け合い活動に必要な備品や消耗品を買い揃えることができ、これまで以上にきめ細かな活動や、これまで行き届いていなかったところにも支援の手が届くようになるのではないかと思います。

助けあい活動を行う上で工夫していることを教えてください。

支援の依頼があったときは、できるだけ断らないようにしています。生活の困りごとに待ったはないので、困ったとき、動ける人が動ける範囲で助け合えるように心がけています。とはいえ、「どうしようか～」と困ることもあります、。(笑)。

住民主体型生活支援訪問サービスに参画してよかったことを教えてください。

これまでは、地域でなんとなく助け合ってきましたが、参画することをきっかけに、地域で継続した助け合い活動をしていくための組織体制・基盤づくりが出来てきていると思うので、それが良かったことかなと思っています。

住民主体型生活支援訪問サービスのお問合せは、安佐北区社協の加納までお願いします!!

目次～主な内容～

- 住民主体型生活支援訪問サービス(志屋地区) P1
- ボランティアセンター通信 P3
- 三入東地区第2次プラン完成・社協かめやま分室 P2
- お知らせ 他 P4

この広報紙は、多山報恩会様からの助成金や赤い羽根共同募金の配分金を一部充当して発行しています。

三入東地区“第2次福祉のまちづくりプラン”完成

～「支え合い、安心・安全で元気な福祉のまちづくり」をめざして～

三入東地区社会福祉協議会では、令和3年2月に＊第2次福祉のまちづくりプラン(以下「プラン」)を策定されました。プランは、令和3年度～令和7年度までの5か年計画で、福祉のこと以外にも住民の健康づくりに関することや防犯・防災に関する取り組みなどが掲げられています。

プラン策定の経緯や作業の様子、今後の抱負など、同地区社協の藤本会長と高原事務局長にお聞きしました。



左から藤本会長、高原事務局長

Q1 第2次プラン策定の経緯や作業の様子についてお聞かせください

A1 経緯としては、第1次プラン(平成24年度～28年度)を策定していましたので、その振り返りをするという狙いがありました。また、地区社協がこれまで行ってきました「見守り活動」「ふれあいいいききサロン活動」「ボランティアバンク活動」の3大事業



令和元年9月 策定委員会の様子

に加えて、広島市が推進する「高齢者地域支え合い事業」などの新しい事業も地域包括支援センターを通じて地域でも振興しつつあるので、第2次プランでは、従来の地区社協活動と広島市が推進する事業との整合化を図りながら、今後の活動方針を立てていきたいという思いがありました。

作業については、特に令和2年度はなかなか皆で集まることが難しかったため、策定委員会の執筆・筆耕担当者数名で主に作業を進めました。思うように集まらない状況ではありましたが、充実した内容のプランを策定することができました。

Q2 今後の抱負(展望)をお聞かせください

A2 新型コロナウイルスのこともあり、皆で集まることが難しい面もありますが、広報に力を入れるなどして出来ることから取り組んでいきたいと考えています。

＊福祉のまちづくりプランは、「福祉のまちづくり」を総合的・計画的に進めるために、これまでの活動を振り返り、現在の地域状況を分析し、将来に向かって“地域を元気に”“地域を暮らしやすくするため”の計画書のことです。

社協かめやま分室

地区社協の活動拠点への支援が始まっています。

令和元年8月に策定された「広島市地域共生社会実現計画」では、地域住民に身近な団体である、地区社会福祉協議会の活動拠点を中心に、住民の声を集め、必要に応じ、専門機関につなぐ役割が期待されています。

この期待に広島市社協と各区社協では、広島市とも連携しながら、「地区社協活動拠点活性化支援事業」を創設し、地区社協活動拠点への常駐スタッフの配置支援を実施することにより、地区社協の事務局強化を図っています。

具体的には、今年度は、市域で2地区をモデル地区として選定することとなり、安佐北区から亀山地区社協が選ばれ、現在、先行して取り組みを進めています。

今年度は、新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止のため、地域で活動されている様々な団体が活動の中止を余儀なくされていますが、亀山地区社協がこの事業のために新たに開設した活動拠点の「社協かめやま分室」でも、開設出来ない日が続きました。

常駐されているスタッフの方々は、「コロナ禍の中で、地域の絆をいかに守っていくか。こんな世の中だからこそ、気軽に話が出来場所の必要性が増している。」との思いから、行政や地域包括支援センターの協力も得ながら、誰もが集い、相談できる場づくりを目指して奮闘されています。

地域みんながつながりあい、主体的に活動を広げ、いろいろな問題を解決していくことが可能となる、そんな地区社協の活動拠点が区内に広がっていく支援を進めています。



小学校で盲導犬ユーザーによる講演を行いました

令和3年1月19日(火)に広島市立亀崎小学校の3年生を対象に広島ハーネスの会の清水和行さん(口田南在住)に視覚障害と盲導犬の理解をテーマに講演をしていただきました。

清水さんは「何でもできるわけではないが、目が見えないから何もできないわけではない。自分でできることは自分でやり、様々な助けを借りながら生活をしている」ということを知ってもらえるように講演でお話をされています。

～清水さんが講演の中で話された「視覚障害のある方の困りごと」の一部を紹介します～



横断歩道を渡るとき、音が出る信号機が少ないため、信号が変わったタイミングが分からず、車の音を聞いても判断しづらく、渡るタイミングが分かりにくいことがある。

「信号が変わりました」「私も横断歩道渡るので一緒に渡りましょう」などと声かけをしてみましよう。

★人によっては、声をかけても『大丈夫です』という方がいますが、その際には「気をつけて行ってください」という声かけだけでもしてみてください。その声かけだけでも嬉しいそうです！

その他、ボランティアセンターでは、**福祉機材の貸出**も行っています。

アイマスク、緑内障や白内障の体験ができる視覚障害体験グラス、高齢者疑似体験セット(大人用・子ども用)等の貸出を行っています。学校、地域、企業、施設など様々な団体へ貸出をしていますが、福祉教育や職員研修などで使用するため個数に制限がありますので、事前に予約をお願いします。



▲緑内障や白内障の体験ができる視覚障害体験グラス



◀高齢者疑似体験セット(大人用)

情報資料室を 活用して みませんか



ボランティアセンター内にある情報資料室では、地区社会福祉協議会や、その他福祉に関係する団体が発行している広報紙の閲覧、福祉に関する本の貸出を行っています。

皆さまに気持ちよく利用していただけるよう整理整頓を行いました。



点訳版の広報紙もありますので、ぜひ足を運んでみてください。

皆さまのご利用をお待ちしています。

ごあいさつ

ボランティアコーディネーターに就任した元屋と申します。

ボランティアとは、活動を通して相手から学ぶ双方向的な活動です。ボランティアコーディネーターとして、人と人とのつながりを広げ、深めていく。そのようなお手伝いができたらと思います。ボランティアセンターにいますので、お気軽に何でもお声かけ下さい。



生活福祉資金特例貸付の 受付期間は3月末までです。

(受付期間が12月末から
3月末までに延長されています)

新型コロナウイルス感染症の影響を受け、休業や失業等により収入の減少があり、一時的に生活資金にお困りの人に向けた緊急小口資金及び総合支援資金(生活支援費)の特例貸付の受付を3月末まで実施しています。

※本制度は返済の必要がある貸付であり、給付ではありません。

詳しくは問合せ先までご相談ください

問
合
せ
先

電 話: 814-0811

FAX: 814-1895

受付時間: 9:00~16:00
(土日、祝日を除く)

緊急小口資金 ※特例貸付

貸付
対象

新型コロナウイルスの影響を受け、休業等により収入の減少があり、緊急かつ一時的な生計維持のための貸付を必要とする世帯 ※生活保護世帯は対象外

貸付
限度額

原則として、一世帯につき一回10万円
※世帯員が4人以上いる場合など、要件を満たす場合は一世帯20万円

据置期間

貸付日から1年以内

償還期限

据置期間経過後2年以内

総合支援資金・総合支援資金(再貸付)(生活支援費) ※特例貸付

貸付
対象

新型コロナウイルスの影響を受け、収入の減少や失業等により生活困窮し、日常生活の維持が困難となっている世帯(その他一定の条件あり) ※生活保護世帯は対象外

貸付
限度額

2人以上の世帯 月20万円以内
単身世帯 月15万円以内

貸付期間

原則3か月以内(1ヶ月ごとの分割交付)

据置期間

貸付日から1年以内

償還期限

据置期間経過後10年以内

緊急一時食品提供事業 について

この事業は、広島市社会福祉協議会や各区社会福祉協議会があいあいねっと(社会福祉法人正仁会)のご協力のもと、日々受けている生活相談の中で、食べるものがなくて一時的に生活に困っている世帯に食品を提供し、生活の自立に向けた緊急一時的な支援をすることにより危機回避を図ることを目的にしています。

提供できる食品は在庫状況によって異なりますので、利用については、安佐北区社会福祉協議会へ問合せください。

問
合
せ
先

電 話: 814-0811

FAX: 814-1895

受付時間: 8:30~17:15(平日)



赤い羽根 共同募金よりお礼

10月1日から実施してきた「赤い羽根共同募金」運動が、12月末に一区切りを迎えました。

コロナ禍の影響で例年の様な募金活動が実施できない中でも、多くの地域団体・住民の皆さまにご協力をいただきましたこと、心より御礼申し上げます。

街頭募金についてご報告とお礼

安佐北区では、赤い羽根共同募金運動期間中に、有志の方々により街頭募金が実施されました。

たくさんの方々にお越しいただき、善意の募金とともに温かいお言葉をいただきました。

- 落合東地区社会福祉協議会
- 大林民生委員児童委員協議会
- 三入東民生委員児童委員協議会
- 三入民生委員児童委員協議会



皆さまよりお預かりした募金は、地域福祉推進に役立てられる他、県内の福祉事業・災害発生時のボランティア活動のための積立などにも役立てられます。

共同募金へのおひとりおひとりのご協力は、暮らしやすいまちをつくるための大きな力となります。ご協力、誠にありがとうございました。

引き続き、赤い羽根共同募金運動をどうぞよろしくお願いいたします。



安佐北区社協に、皆さまより多額のご寄付をいただきました。皆さまのご厚意に感謝申し上げます。

(令和2年10月21日)

(令和3年2月15日)

〈一般寄付〉

山下 武志 様

〈香典返礼の一部〉

様 様 様